

改正の概要

1 公衆浴場規則の一部改正

公衆浴場において営業者が講じなければならない措置の基準について、浴用の水及び湯に係る水質基準の項目のうち、大腸菌群の数を大腸菌の数に改める（別表関係）。

2 施行期日

令和7年4月1日